

平成 27 年度 八重瀬町障がい者就労支援施設等からの調達方針

この方針は、国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障がい者優先調達推進法」という。）第 9 条第 1 項に基づき、八重瀬町が障がい者就労支援施設等からの物品等の調達推進を図るため、以下のとおり方針を定めるものである。

（用語の定義）

第 1 条 この方針において使用する用語は、障がい者優先調達推進法で使用する用語の例による。

（方針の目的）

第 2 条 町が物品のサービス等を調達する際、障がい者就労支援施設等から優先的・積極的に購入することを推進し、障がい者就労支援施設等で就労する障がい者の経済的自立の促進に資することを目的とする。

（適用範囲）

第 3 条 町のすべての機関が発注する物品等及び役務の調達とする。

（方針に関する担当窓口）

第 4 条 本方針に関する担当窓口は社会福祉課とする。（以下「担当課」）

（調達物品の種類）

第 5 条 障がい者就労支援施設等が提供可能な物品及び役務とする。

（調達の目標）

第 6 条 前年度の調達実績を基準とし、これを上回るよう努める。

（調達の推進方法）

第 7 条 障がい者就労支援施設等からの物品等の調達を推進するため、次に掲げる取組みを行う。

- (1) 担当課は、年度ごとに、前年度の調達実績等を勘案し、各機関の意見を聞いたうえで、当該年度に調達する物品等についての目標を設定する。
- (2) 障害者就労支援施設等からの物品等の調達に当たっては、予算の適正な執行並びに競争性及び透明性の確保に配慮しつつ、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び沖縄県財務規則（昭和 47 年沖縄県規則第 12 号）第 137 条の 3 等の規定に基づく、予算の適正な執行に配慮しつつ、随意契約を維持するなど、調達の推進に努めるものとする。
- (3) 障害者就労施設等から供給可能な物品等については、担当課が当該施設等からの情報をもとに各機関へ情報提供する。
- (4) 障害者就労支援施設等に配慮した納期の設定に努めるものとする。

（調達実績の公表）

第8条 調達実績については、当該年度終了後、遅滞なく実績を取りまとめ、町ホームページ等により公表する。

（その他）

第9条 物品等の調達推進に資するように、必要に応じて、本方針の改定を行うものとする。